

「繰上げ受験」制度の実施の方法

富山県教育ネットワーク 模試事業部

「繰上げ受験制度」とは：

- ・「繰り上げ受験」とは、模試受験生が公開会場実施当日に欠席することが予め分かっている場合に、彼らを対象に、公開会場実施前に各塾の教場にて模試を実施していただくことをいいます。
- ・「公開会場での団体受験申込」と、「繰上げ受験団体申込」をそれぞれ分けてお申込みください。
- ・繰り上げ受験は、各塾の責任にて厳正に行ってください。
- ・また、公開会場試験実施前ですので、問題内容の漏洩等が無いように十分に配慮してください。

試験実施期間：

- ・「繰上げ受験」は、公開会場実施日の1週間前から実施当日までの間に実施することができます。

「繰上げ受験」実施の申込みと問題等の送付：

- ・「繰上げ受験申込書」用紙を、Faxにて模試事業部に送付してください。
既に「公開会場団体申込書」を提出済みで、その数を削減する必要がある場合はその用紙に、“－(マイナス)”記号を用いて人数を削減する修正を行い、同時にお送りください。
- ・模試事業部からは、「問題+返信封筒+答案整理表票」等を送付します。
「繰上げ受験申込書」に記載された「最も早い実施日」の2日前までには届くようにします。

試験実施に当たって：

- ・公開会場実施日以前に試験を行う場合は、「解答解説」を絶対に配布しないでください。
問題用紙も必ず回収し、公開会場実施日以降にご返却ください。
- ・合わせて、問題等の漏洩を行わないための指導と注意を、受験した生徒に必ず行ってください。
- ・さらに、そのことをお約束いただく「誓約書」を、申込書に必ずお書きください。

答案の返送：

- ・公開会場会場実施日の2日後までに、模試事業部必着で、返送をお願いします。
(整理上、お送りした「所定の返信封筒」を必ず用いてください。さらに、「所定の答案整理票」を最上面に添付してください。なお、答案等返送用の送付費用はご負担ください。)

費用：

- ・「繰上げ受験」対象者の費用は、自塾受験によるものを適用します。

費用の請求：

- ・「公開会場団体申込書」の最終人数と、「繰上げ受験団体申込書」の最終人数から算出された所定の費用を請求させていただきます。

以上